

## 4 歴史文化を活かしたまちづくりの進め方

### 4-1 市全域における施策展開の方向性

本構想の実現に向けて、「3 歴史文化を活かしたまちづくりの考え方」で示した主な取り組みについて、まちづくりや地域づくりに係る諸政策との連携・調整のもとに、以下のスケジュールにより、短期（～5年程度）から中長期（5年程度～）にわたる持続的な取り組みを推進する。

表4-1 市全域における施策展開の内容及びスケジュール

方針		主な具体施策	
		短期（～5年程度）	中長期（5年程度～）
【方針1】 歴史文化を守り、育み、活かすための基盤を整える	1-1 ひとづくり	学校教育における地域の歴史文化学習に係るカリキュラムづくり	
		副読本の更新・充実	
		市民講座・町歩きイベント等の継続開催	
		倉敷市歴史文化まちづくりポータルサイトの創設	
		保存技術者育成事業の創設	
		観光ガイド育成事業の創設	
			顕彰制度の創設
	1-2 仕組みづくり		歴史文化データベースづくり
		指定等以外の文化財の認定・登録制度の創設	
文化財保存・活用相談窓口の設置			
	歴史文化まちづくり団体の登録制度・支援制度の創設		
1-3 体制づくり	歴史文化まちづくり広場（多様な主体の意見交換の場）の設置		
		出身者や来訪者との連携推進のための施策	
	歴史文化を活かしたまちづくりに係る庁内検討組織の設置		
【方針2】 歴史文化を適切に守り、育む	2-1 文化財の掘り起こし	指定等文化財の学術調査の継続実施	
		地域の文化財の掘り起こし事業の継続実施	
		倉敷市歴史文化調査・研究の実施	
	2-2 個々の文化財を守り、育む	文化財の新たな指定等の推進	
		指定等以外の文化財の保護に対する支援制度の創設	
		民俗芸能や伝統技術等の記録作成の重点実施	
		地域・地区レベルの防災計画づくり	
	2-3 文化財と周辺環境を一体的に守り、育む	文化財周辺の景観整備の重点実施	
			文化財保護のための事前評価システムの構築
【方針3】 歴史文化をまちづくりに効果的に活かす	3-1 個々の文化財を活かす	歴史文化観光メニューの充実	
		個々の文化財を解説する外国語パンフレットの作成	
		歴史資料等の活用体制の整備	
		歴史的建造物を対象とした空き家バンク制度の創設	
		歴史文化産業づくりの推進	
	3-2 文化財と周辺環境を一体的に活かす	歴史文化保存活用区域における保存活用計画の策定	
		歴史文化ストーリーの発信（Web発信やパンフレット作成等）	
		関連文化財群の拠点施設づくり	
		回遊性向上のための交通システムづくり	
		歴史的風致維持向上計画の策定	
「日本遺産」の認定による各種観光振興施策の推進			

## 4-2 歴史文化保存活用区域の考え方

### (1) 歴史文化保存活用区域の位置付け

本構想は、前項までに示す方針・方策に基づき、倉敷市全域における歴史文化を活かしたまちづくりの機運の醸成、取り組みの推進を図り、倉敷市の歴史文化の魅力の底上げを図るものである。その上で、特に、優先的・重点的に施策を実施していくことにより、倉敷市の歴史文化の魅力を定住促進や観光・産業の振興、経済活動の活性化等により効果的に活かし、倉敷市全域における歴史文化を活かしたまちづくりを先導する拠点区域を「歴史文化保存活用区域」に設定する。

### (2) 歴史文化保存活用区域の設定指針

本構想で設定する5つの関連文化財群のまとまりや歴史文化ストーリーの重なり、歴史文化ストーリーの中心となって倉敷市の歴史文化の特色を表す文化財の分布、その他文化財の集積状況などを踏まえて歴史文化保存活用区域を設定する。

歴史文化保存活用区域の設定に当たっては、歴史文化を活かしたまちづくりを市全域に効果的に展開していくため、市内8地域（倉敷地域、児島地域、玉島地域、水島地域、庄地域、茶屋町地域、船穂地域、真備地域）のまとまりやバランスを考慮するとともに、各種施策の効果をより一層高めていくため、関連計画における計画区域との連携・調整を図ることとする。

さらに、歴史文化保存活用区域内においても、中心となる歴史文化ストーリーの違い等を踏まえたゾーン区分、国指定等文化財などの倉敷市の歴史文化を語る上で、特に重要な文化財を中心とした区域や特に文化財が集積する区域等に対する重点区域の設定を行うなどにより、歴史文化保存活用区域内の施策効果のより一層の向上を図る。

### (3) 保存・活用の考え方

歴史文化を活かしたまちづくりの目標（3-1参照）及び方針（3-2参照）に従い、その内容を当該区域の実態に即して具体化した保存活用計画を策定し、歴史文化を守り、育み、活かす取り組みを計画的に推進する。

## 4-3 保存活用計画の考え方

### (1) 保存活用計画の作成の目的

歴史文化保存活用区域における歴史文化を活かしたまちづくりについて、具体的な施策の方向性や方策等を定め、関係する各主体の協働のもとに計画的に取り組みを推進していくことを目的として、保存活用計画を策定する。

### (2) 保存活用計画の作成の考え方

#### ① 保存活用計画の対象

保存活用計画は、歴史文化保存活用区域を対象に作成する。

#### ② 保存活用計画の作成主体

保存活用計画は、倉敷市が作成主体となり、対象となる区域の市民や関連する各種活動団体、専門家等と連携・協力して作成する。

#### ③ 文化財とその周辺環境の整備の方針

保存活用計画は、本構想に示す各方針に即すものとし、関連文化財群や歴史文化ストーリーとしてのまとまりの視点を踏まえた保存・管理及び整備・活用を推進する。文化財とその周辺環境の整備に当たっては、都市計画行政や景観行政、農林行政、観光行政等の関連する行政部局との連携のもと、歴史文化が薫る環境づくりを推進するとともに、市民や活動団体等との協働のもと、地域に根ざした保存・活用の取り組みを推進する。

#### ④ 保存活用計画に定める事項

保存活用計画には次の事項を定めることを基本とする。

##### ア 計画の対象区域

##### イ 対象区域における歴史文化の特徴

- ・倉敷市の歴史文化の中における対象区域の歴史文化の位置付け
- ・当該保存活用計画の対象とする文化財の整理 等

##### ウ 文化財の保存・管理及び整備・活用の方針及び方策

- ・対象区域において、歴史文化を活かしたまちづくりを進める際の重点的な取り組みの方向性
- ・個々の文化財や関連文化財群の保存・管理及び整備・活用の方向性
- ・地域の魅力や活力の向上につなげるための具体的な取り組みの方向性（拠点の創出やネットワークの創出、景観づくりなど）

##### エ 体制整備の方針

- ・対象区域における歴史文化の担い手の状況に応じた、各主体の役割や主体間連携の方針 等

##### オ 具体的な事業計画

- ・短期・中期・長期等の各段階に応じた、具体的な取り組みや事業の内容 等